

○ふじみ野市建設工事制限付一般競争入札試行要綱

平成17年10月1日

告示第100号

改正 平成19年2月22日告示第46号

平成19年11月7日告示第231号

平成24年4月25日告示第148号

平成24年10月4日告示第287号

平成25年11月12日告示第287号

平成28年1月15日告示第11号

平成30年12月21日告示第352号

令和元年12月25日告示第194号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う建設工事について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）を試行するための手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2条 制限付一般競争入札の対象とする建設工事は、市長が制限付一般競争入札の試行に適すると認めた建設工事とする。

(平19告示46・一部改正)

(入札参加者の資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）に基づく競争入札参加資格を有する者

(2) 政令第167条の4第1項の規定による一般競争入札において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない者

(3) 政令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定に基づいて、市が発注する建設工事の指名競争入札の参加を停止された場合において、その停止の期間を経過している者

(4) ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止期間を経過している者

(5) ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外期間を経過している者

(6) ふじみ野市競争入札参加資格者実態調査実施要綱（令和元年ふじみ野市告示第194号）に基づく入札参加制限の措置を受けていない者

(7) 前各号に掲げる者のほか、対象工事ごとに定める要件を満たす者

(平19告示46・平24告示287・令元告示194・一部改正)

(入札参加の申込)

第4条 制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、市所定の制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

(入札参加の停止)

第5条 市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、入札参加を停止することができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 指名競争入札又は一般競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実地に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、市が定めた停止期間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 市長は、入札参加者の経営、資産及び信用の状況の変動により、契約の履行がされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、入札参加を停止することができる。

(入札の公告)

第6条 制限付一般競争入札実施の公告は、その入札期日から起算して15日前までに、制限付一般競争入札に必要な次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の公告は、ふじみ野市公告式条例(平成17年ふじみ野市条例第4号)第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

3 第1項の公告の写しについては、契約主管課において閲覧することができる。

(設計図書の閲覧等)

第7条 制限付一般競争入札に付する建設工事の設計図書は、第6条第1項の公告をした日から契約主管課において閲覧に供するほか、申出のあった入札参加者に対して期間を定めて貸与する。

2 入札参加者は、設計図書に疑義を生じたときは、設計図書質疑応答書（様式第2号）をもって質問をすることができる。

（入札保証金等）

第8条 入札参加者は、入札執行前までに見積金額（消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

2 入札保証金に代わる担保物件及びその価値は、次の表のとおりとする。

担保の種類	担保の価値
国債又は地方債の証券（無記名式）	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格）
鉄道債権その他の政府の保証のある債権（無記名式）	
銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債権（無記名式）	
銀行が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行が引受け又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額
銀行に対する定期預金債権	債権金額

3 前項に定める入札保証金に代わる担保のうち、銀行に対する定期預金債権については、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出するものとする。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対して契約保証金の全部又は一部として充当するため還付しない。ただし、落札者以外のものに対しては、入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付するものとする。

（入札保証金の納付免除）

第9条 ふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号）第7条第1項第1号の規定により保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札保証金の納付の免除を受けようとする者は、当該入札保証保険証券を添えて、入札保証金納付免除申請書（様式第3号）をもって市長に申し出なければならない。

2 市長は、入札保証金の納付免除を決定したときは、当該申請者に入札保証金納付免除決定書（様式第4号）により通知するものとする。

（入札金額見積内訳書）

第10条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

（平24告示287・追加）

（入札）

第11条 入札参加者は、ふじみ野市契約規則、ふじみ野市建設工事請負契約約款、設計図書、現場等を熟知の上、総価により入札しなければならない。この場合において、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額とするものとする。

2 入札参加者は、前項の場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 入札書は、入札書（様式第5号）により作成し、封かんの上入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所において入札しなければならない。

4 前項の入札書は、持参しなければならない。

5 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状（様式第6号）を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

7 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

（平24告示287・旧第10条繰下、平25告示287・一部改正）

（公正な入札の確保）

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（平24告示287・旧第11条繰下）

（入札書の書換え等の禁止）

第13条 入札参加者は、入札した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（平24告示287・旧第12条繰下）

（入札の中止等）

第14条 市長は、入札参加者が1人であるときは、入札を中止するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合にあっては、この限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。

(3) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、入札参加者が1人の場合においても成立する旨を公告したとき。

2 市長は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

3 市長は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動等をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札

に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(平19告示46・平19告示231・平24告示148・一部改正、  
平24告示287・旧第13条繰下、平28告示11・一部改正)

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 制限付一般競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした入札
- (9) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (10) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (11) 入札金額見積内訳書に不備のある入札
- (12) 設計金額又は予定価格を入札執行前に公表している場合において、当該公表している金額を超えた入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(平24告示287・旧第14条繰下・一部改正、平28告示11・一部改正)

(開札)

第16条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行うものとする。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行わなければならない。

(平24告示287・旧第15条繰下)

(再度入札)

第17条 開札をした場合において、各人の入札のうち市の予定価格の範囲に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 入札執行回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ3回とする。

(平24告示287・旧第16条繰下)

(落札者の決定)

第18条 落札者は、市の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。

(平24告示287・旧第17条繰下)

(再度入札の入札保証金)

第19条 第17条第1項の規定により再度入札をする場合において、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(平24告示287・旧第18条繰下・一部改正)

(くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(平24告示287・旧第19条繰下)

(入札結果の通知)

第21条 開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせるものとする。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知しなければならない。

(平24告示287・旧第20条繰下)

(契約金額)

第22条 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするものとする。

(平24告示287・旧第21条繰下、平25告示287・一部改正)

(契約保証金)

第23条 落札者は、落札決定後、速やかに契約金額の100分の10以上の契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保を納付し、若しくは提供し、又は市を被保険者とする履行保証保険契約を締結しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付する。

3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において、契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

4 第8条第2項及び第3項の規定は、第1項の契約保証金の納付に代えて担保を徴する場合に、これを準用する。

(平24告示287・旧第22条繰下)

(契約書の提出)

第24条 落札者は、市長から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、市において必要があ

るときは、提出期限を変更することができる。

2 市長は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該入札の落札を取り消すことができる。

(平24告示287・旧第23条繰下)

(入札保証金に対する利息)

第25条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(平24告示287・旧第24条繰下)

(入札保証金の没収)

第26条 入札保証金を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、市に帰属する。

(平24告示287・旧第25条繰下)

(異議の申立て)

第27条 入札を行った者は、入札後は、ふじみ野市契約規則、建設工事請負契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(平24告示287・旧第26条繰下)

(随意契約)

第28条 第17条第2項の規定による3回目の入札執行にもかかわらず落札者がいないときは、引き続いて随意契約を行うことができる。

2 前項の場合において、3回目の入札において最低の価格を提示した者から見積書(様式第7号)を徴収し、市の予定価格の制限の範囲内の価格を提示した場合は、その者を契約の相手方とするものとする。

3 随意契約による場合の事務執行手続は、この要綱に定める入札事務執行手続に準じて行うものとする。

(平24告示287・旧第27条繰下・一部改正)

(用語等の使用)

第29条 この要綱に定める事務執行手続に際して使用する用語、通貨及び数字は、日本語、日本国通貨及び算用数字とする。

(平24告示287・旧第28条繰下)

(その他)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平24告示287・旧第29条繰下)

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第46号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年告示第 231 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 148 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 287 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 287 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 11 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱、ふじみ野市建設工事制限付一般競争入札試行要綱及びふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札から適用し、この告示の施行の前日にこの告示による改正前のふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱、ふじみ野市建設工事制限付一般競争入札試行要綱及びふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定により公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年告示第 352 号）

この告示は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年告示第 194 号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。



様式第1号(第4条関係)

制限付一般競争入札参加申込書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

入札参加申込者

住 所

商号又は名称

氏 名

㊦

登録番号 \_\_\_\_\_

工事業務 \_\_\_\_\_

総合評点 \_\_\_\_\_

下記工事の入札に参加したく、申し込みます。

なお、設計図書は ( )貸出 を申請します。

( )閲覧

記

工事名

---

\* 以下この欄は、係員の指示を受けてから記入してください。

・貸出日 年 月 日

・設計図書受領日 \_\_\_\_\_

様式第2号(第7条関係)

設計図書質疑応答書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

入札参加申込者

住 所

商号又は名称

氏 名

電 話 番 号



このことについて、下記のとおり質問します。

記

工事名：

質問事項(質問事項が多い場合には、別紙に記入してください。)

---

---

---

---

---

回答 (回答事項が多い場合には、別紙に記入いたします。)

---

---

---

---

---

\* 回答日については、本書を提出した翌日(閉庁日を除く。)とし、質問のあった入札参加申込者にのみ回答する。

様式第3号(第9条関係)

入札保証金納付免除申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

入札参加申込者

住 所

商号又は名称

氏 名



下記工事の入札参加に当たり入札保証金の納付の免除を願いたく、申請します。

記

1 工事名

2 申請理由

様式第4号(第9条関係)

入札保証金納付免除決定書

年 月 日

入札参加申込者  
住 所  
商号又は名称  
氏 名

様

ふじみ野市長



下記工事の入札保証金の納付を免除するので、通知します

記

1 工事名

2 免除理由

様式第5号(第11条関係)

第 回

入 札 書

金 額	十億	百万	千	円

件 名 \_\_\_\_\_

場 所 \_\_\_\_\_

入札保証金 免除 ・ 納付( \_\_\_\_\_ 円)

ふじみ野市契約規則、関係契約約款、設計図書(仕様書)及び場所等を熟知したので入札します。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
氏 名

㊟

上記代理人

氏 名

㊟

ふじみ野市長 宛て

(注意事項)

- 1 入札書の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 金額は、算用数字で記入し、頭部に¥を付記する。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人印のみでよい。

様式第6号(第11条関係)

委 任 状

私は、

住所(本人現住所)

を代理人と

氏名



定め、下記の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件 名 \_\_\_\_\_

場 所 \_\_\_\_\_

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
氏 名



ふじみ野市長 宛て

(注意事項)

- 1 委任状の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 委任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 3 受任者の印は、認印でも差し支えない。

様式第7号(第28条関係)

見 積 書

金 額	十億	百万	千	円

件 名 \_\_\_\_\_

場 所 \_\_\_\_\_

ふじみ野市契約規則、関係契約約款、設計図書(仕様書)及び場所等を熟知したので見積もります。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
氏 名

㊟

上記代理人  
氏 名

㊟

ふじみ野市長 宛て

(注意事項)

- 1 見積書の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 金額は、算用数字で記入し、頭部に¥を付記する。
- 3 代理人による見積りの場合は、代理人印のみでよい。

様式第1号（第4条関係）

（平24告示287・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（平24告示287・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

（平24告示287・一部改正）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第11条関係）

（平24告示287・平30告示352・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（平24告示287・平30告示352・一部改正）

様式第7号（第28条関係）

（平24告示287・平30告示352・一部改正）